# 公表第7号

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、 同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年5月31日

久留米市監査委員権藤満久留米市監査委員原中久留米市監査委員森崎巨

# 財政援助団体等監査報告(1)

### 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期間	指摘 事項	意見 件数
		件数	
久留米市土地開発公社	令和3年12月20日~	1	2
	令和4年4月28日		

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和2年度及び令和3年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

#### 第3 団体の概要

- 1 団体の概要
  - (1) 基本財産 7,000,000円(令和3年3月31日現在)
  - (2) 設立年月日 昭和48年4月2日
  - (3) 設立の目的 公共用地および公用地等の取得、管理および処分等を行うことにより、地域の 秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
  - (4) 事業の概要 ア 公有地取得事業
    - イ 土地造成事業
    - ウ 附帯等事業
    - エ あっせん等事業
  - (5) 役員及び職員数 理事9名、監事2名、職員25名(令和3年4月1日現在)
    - (うち理事3名、職員11名は(一財) 久留米市開発公社と併任)
- 2 久留米市との関係
  - (1) 出資

久留米市は、7,000,000円を出資している。(令和3年3月31日現在)

(2) 財政援助

久留米市は、令和2年度において、事業活動費577,287,977円に対して、62,690,000円の補助金交付を行っている。

(3) 市職員の派遣

職員のうち久留米市職員の派遣は18名である。

(うち10名は都市建設部用地課と併任)

#### 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のと おり是正または検討を要する事項が認められた。

### 指摘事項

旅費支給事務において、支給された日当の額に誤りがあるものがある。

### 意 見

1. 久留米市土地開発公社(以下「公社」という。)は、行政ニーズが見込まれる土地を、地価が安価なときに、 市に代わって先行取得するために設置された。地価が上昇し続ける状況下では有効であった。バブル崩壊後の 地価下落と財政状況悪化、公共部門の土地需要の縮小などにより土地の先行取得の必要性は低下した。人口減 少による地価下落で保有土地の含み損が拡大するリスクも否定できない。

5年以上の保有土地(以下「長期保有土地」という。)は「塩漬け土地」と考えられる。公社の長期保有土地は、令和2年度末時点で、21筆、4,495.680 ㎡、簿価総額は約6億2,575万円に上る。これらは、実質的には本市の公有財産であるが、公社が保有することで本市の公有財産には計上されない。公社の貸借対照表では、公有用地として計上されているが、長期保有土地であることが把握しづらい。透明性においても課題がある。

長期保有土地は、財政負担の拡大、土地利用の機会損失のリスクを含んでいる。公社は市が買い取るときは、 取得価格に取得後の経費や金利を上乗せして売却する。公社の土地取得原資は借入金が主であるため、借入期 間が長くなる分だけ金利が簿価に積み増される。簿価よりも地価が下落した土地は、含み損を抱えたまま売却 することになり、本市の財政に負担として跳ね返る。

長期保有土地の中には、住宅地や商業地等として民間活用を妨げるだけでなく、貴重な自主財源である固定 資産税等の市税収入の機会損失につながることが考えられる。利用予定がなければ、できる限り民間への売却 を進めるべきである。市が公社から買い取るだけでは、所有権が移転しただけに終わる。

長期保有土地の解消が進まないのは、含み損が大きく議会の議決を得にくいことなどから、公社よりも市の 執行部に問題先送りの意識があるからではないのか。長期保有土地の取得目的と塩漬けになった理由、現在の 資産価値、売却見通し、最終的な財政負担額の試算など情報公開が求められる。実態を議会と共有し、議論を 急ぐべきである。

2. 公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日本列島改造ブームなどにより地価が急騰した昭和 48年に設立された。本市のまちづくりにそれなりに貢献してきた。しかし、公社及び一般財団法人久留米市 開発公社(以下「財団」という。)のあり方を検証する時機に来ていると考えられる。

公社と財団の事務を見ると、土地の造成や分譲等では、両団体で類似の業務を行っており、業務の棲み分けは整理されていない。公社用地課と本市都市建設部用地課(以下「市用地課」という。)の職員は併任である。 公社と財団の業務が類似するにも拘わらず、理事会運営、財務諸表作成、消費税計算等の管理業務が二重に生じ、不効率である。

用地の先行取得は、市用地課職員が基金を財源に実施し、財団が管理している駐車場は、市営駐車場事業特別会計で管理することも可能である。全国の市町村で土地開発公社の統廃合が進められてきた。令和4年1月末現在、土地開発公社を設置する中核市は、全国62市のうち38市(61.3%)、九州では7市のうち本市を含む3市(42.9%)だけである。

業務の有効性や効率性を図る観点から公社及び財団における業務内容や団体のあり方を検証されたい。公社の業務について、①市へ移管すべき業務(用地先行取得業務)、②財団へ移管すべき業務(土地分譲等業務)、③廃止すべき業務(管理業務)の三点から整理し、発展的に公社及び財団を統廃合することが望ましい。早急に検討されたい。

# 財政援助団体等監査報告(2)

### 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期間	指摘	意見
		事項	件数
		件数	
一般財団法人	令和3年12月20日~	2	1
久留米市開発公社	令和4年4月28日		

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和2年度及び令和3年度の財政援助に係る事業について、当該事業によってその 目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行う とともに関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、監査委員 原 学 は、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

### 第3 団体の概要

- 1 団体の概要
  - (1) 基本財産 1,800,000円(令和3年3月31日現在)
  - (2) 設立年月日 昭和37年11月27日
  - (3)設立の目的 久留米市と一体となり久留米市総合計画の趣旨にのっとり、久留米市内既成市街地 及び周辺地帯の地域特性に即応した開発のため必要な事業を行い、もって市勢の発展 に貢献することを目的とする。
  - (4) 事業の概要 ア 土地造成事業
    - イ 附帯等事業
    - ウ 関連施設事業
    - 工 受託事業
  - (5)役員及び職員数 理事8名、監事2名、職員12名(令和3年4月1日現在) うち理事4名、監事1名、職員12名は久留米市土地開発公社と併任。
- 2 久留米市との関係
  - (1) 出資

久留米市は、1,800,000円を出資している。(令和3年3月31日現在)

(2) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は8名である。

#### 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のと おり是正または検討を要する事項が認められた。

### 指摘事項

- 1. 保管している収入印紙について、現在数と受払簿の残数が一致しないものがある。
- 2. 引当金として計上できるのは、「その金額を合理的に見積ることができる場合」に限られているが、特別修繕引当金に、不測の事態を想定した修繕費が計上されている。

## 意 見

久留米市土地開発公社(以下「公社」という。)は「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、 日本列島改造ブームなどにより地価が急騰した昭和48年に設立された。本市のまちづくりにそれなりに貢献してきた。しかし、公社及び一般財団法人久留米市開発公社(以下「財団」という。)のあり方を検証する時機に来ていると考えられる。

公社と財団の事務を見ると、土地の造成や分譲等では、両団体で類似の業務を行っており、業務の 棲み分けは整理されていない。公社用地課と本市都市建設部用地課(以下「市用地課」という。)の 職員は併任である。公社と財団の業務が類似するにも拘わらず、理事会運営、財務諸表作成、消費税 計算等の管理業務が二重に生じ、不効率である。

用地の先行取得は、市用地課職員が基金を財源に実施し、財団が管理している駐車場は、市営駐車場事業特別会計で管理することも可能である。全国の市町村で土地開発公社の統廃合が進められてきた。令和4年1月末現在、土地開発公社を設置する中核市は、全国62市のうち38市(61.3%)、九州では7市のうち本市を含む3市(42.9%)だけである。

業務の有効性や効率性を図る観点から公社及び財団における業務内容や団体のあり方を検証されたい。公社の業務について、①市へ移管すべき業務(用地先行取得業務)、②財団へ移管すべき業務(土地分譲等業務)、③廃止すべき業務(管理業務)の三点から整理し、発展的に公社及び財団を統廃合することが望ましい。早急に検討されたい。

## 財政援助団体監査報告(3)

### 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期間	指摘 事項 件数	意見 件数
公益社団法人 久留米市シルバー人材センター	令和3年12月20日~ 令和4年4月28日	2	1

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和2年度及び令和3年度の財政援助に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第3 団体の概要

- 1 団体の概要
  - (1) 基本財産 -
  - (2) 設立年月日 昭和55年7月1日
  - (3) 設立の目的 高齢者が働くことを通じ、生きがいづくりや仲間づくりを行い、地域社会 の活性化に貢献する事を目的とする。
  - (4) 事業の概要
- ア 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽 易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のた めに、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会と業務提携し、職業紹介事業及び労働者派遣事業を行うこと。
- ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係 る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- オ 前に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、 企業における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。 カ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- (5) 役員及び職員数 理事15名、監事2名、職員18名(令和3年4月1日現在)

- 2 久留米市との関係
  - (1) 財政援助

久留米市は、令和2年度において、事業活動費651,608,672円に対して、34,181,000円の補助金交付を行っている。

## 第4 監査の結果

事務·事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のと おり是正または検討を要する事項が認められた。

### 指摘事項

- 1. 時間外労働時間数が1月あたり100時間を超えるものや80時間に近い時間数となっている職員がいる。
- 2. 貸倒引当金において、算出根拠がない金額が計上されている。 会計規程に沿って、会計処理を適正に行うこと。

# 意 見

久留米市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は「会員の拡大」を懸案事項に挙げている。しかし、社会情勢を鑑みると、65歳までの雇用確保等が推進されていることから、特に60代の就業会員確保は厳しくなると予想される。

センターとして会員の確保は重要であると考えられるが、社会情勢とセンターの本来の目的である 「高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織」を踏まえ、 徐々に団体のあり方を変革していくことについても一考を要すると考える。

以上の情勢変化を踏まえて、市の担当部局とともに、さらなる検討を行われたい。

# 財政援助団体監查報告(4)

### 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期間	指摘 事項 件数	意見 件数
社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	令和3年12月20日~ 令和4年4月28日	2	1

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和2年度及び令和3年度の財政援助に係る事業について、当該事業によってその 目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行う とともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 団体の概要

- 1 団体の概要
  - (1) 基本財産 7,000,000円(令和3年3月31日現在)
  - (2) 設立年月日 昭和37年7月17日
  - (3) 設立の目的 久留米市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全 な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るこ とを目的とする。
  - (4) 事業の概要 ア 法人事業
    - イ 地域福祉事業
    - ウ 介護保険事業
    - エ 障害福祉サービス事業
  - (5) 役員及び職員数 理事13名、監事2名、職員67名(令和3年4月1日現在)
- 2 久留米市との関係
  - (1) 財政援助

久留米市は、令和2年度において、事業活動費681,224,950円に対して、176,309,000円の補助金交付を行っている。

(2) 指定管理者

久留米市は、当該団体を下記施設の指定管理者として指定している。

- ア 久留米市三潴総合福祉センター
- (ア) 指定管理料 令和2年度決算額 34,775,000円
- (イ) 指定期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日
- (ウ) 選定方法 公募
- イ 久留米市田主丸老人福祉センター
- (ア) 指定管理料 令和2年度決算額 28,529,000円
- (イ) 指定期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日

- (ウ) 選定方法 公募
- ウ 久留米市身体障害者福祉センター、久留米市老人福祉センター、 久留米市母子・父子福祉センター
- (ア) 指定管理料 令和2年度決算額 37,862,000円
- (イ) 指定期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日
- (ウ) 選定方法 公募
- (3) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は2名である。

### 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のと おり是正または検討を要する事項が認められた。

### 指摘事項

- 1. 電話加入権において、減損の認識が行われていない。
- 2. 積立資産において、目的を明確にするための要綱が制定されていないものがある。

# 意 見

久留米市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、地域における社会環境の変化に応じて、事業と組織の再構築を迫られていると考えられる。社協の事業は職員の知識や経験に支えられていることから人材育成が重要であるが、そのためには財政基盤を充実させることが肝要である。一方で、社協の業務の財源は、主に市からの委託や補助で賄われており、自主財源の確保は業務の性格上限界があると考えられる。

これらを踏まえ、社協は、「事業や組織の再構築」及び「人材育成」に係る具体的な計画を定め、その財源の確保のために、より一層市の担当部署との連携を深められたい。